

(別紙)

日タイ経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

【輸入国管理方式】																
			平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	備考
甘しや糖みつ	1次 (枠内)	数量	—	—	4,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
		税率	7.65円／kg													
	2次 (枠外)	税率	15.3円／kg													
エステル化でん粉その 他のでん粉誘導体	1次 (枠内)	数量	83,333	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
		税率	無税													
	2次 (枠外)	税率	6.8%													

(単位:トン)

【輸出国管理方式】																
			平成19年度(注)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	備考
生鮮バナナ	1次 (枠内)	数量	1,667	5,000	6,000	7,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	
		税率	無税													
	2次 (枠外)	税率	10%, 20%													
生鮮パイナップル (900g未満のもの)	1次 (枠内)	数量	42	150	200	250	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
		税率	無税													
	2次 (枠外)	税率	17%													
豚肉調製品	1次 (枠内)	数量	500	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
		税率	16%													
	2次 (枠外)	税率	20%													

(注) 日タイ経済連携協定の発効が19年度途中の平成19年11月1日となることから、19年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の19年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×5ヶ月となっている。